

「子育て支援に関する行政評価・監視－子どもの預かり施設を中心として－」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要

【勧告先】内閣府、厚生労働省 【勧告日】平成28年12月9日 【回答日】(1回目)平成29年8月10日・24日(2回目)平成30年12月11日・17日(改善状況は11月29日現在)

1 地域の実情に即した市町村子ども・子育て支援事業計画作成の推進(需要の的確な把握) 【内閣府】

主な勧告(調査結果)

○ 潜在的な需要を含めた「量の見込み」(※1)の算出及び実態に即した「確保方策」(※2)の設定を市町村に要請

○ 「量の見込み」の算出に資する補正事例の情報を市町村に提供

- ・ 保育の必要性が認められる就労時間の要件の緩和や住宅の大規模開発等による需要の増加を見込んでいない例あり
- ・ 過去の利用実績より少ない「量の見込み」が算出されるも、利用実態に合った補正をしていない例あり
- ・ 施設における定員の上限を超えた「確保方策」を設定するなど実態に即していない例あり

(※1) 「量の見込み」とは、保育施設等の現在の利用者数に今後の利用見込みを加えたもの

(※2) 「確保方策」とは、「量の見込み」に対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を示したもの

○ 広域利用の状況を市町村計画に反映することについて、市町村に対しては関係市町村と必要な調整を、都道府県に対しては必要に応じて市町村に助言を行うよう要請

広域利用の状況を計画に反映している市町村の中には、反映に当たって市町村間で未調整のものや都道府県の計画との間で数値が不整合なものあり

主な改善措置状況

- 各地方公共団体宛ての事務連絡等において、
 - i) 「量の見込み」について、推計時に想定できなかった事情による児童数の増加や教育・保育ニーズの高まりといった要因を分析し、算出するよう要請
 - 第一期市町村計画に定められた「量の見込み」又は「確保方策」について、中間年の見直しを行うよう要請した結果、全国の約6割の市町村(平成29年9月時点)が数値を補正(検討中を含む)
 - ii) 「量の見込み」の算出時に補正が必要となる要素として、大規模マンションの建設、保育の受皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向等を紹介
 - 市町村が、第一期市町村計画の中間年の見直し作業を通じて、大規模マンションの建設等に伴い、実際に行った「量の見込み」の補正事例について、平成31年中に開催する予定の都道府県等説明会等の場を通じて市町村に提供する予定
 - iii) 市町村の区域を越えた教育・保育施設の広域的な利用が適切に市町村計画に反映されるよう、広域的な観点から市町村との調整を行うべき旨を都道府県に通知
 - 従前は、特定の市町村の児童のみを対象としていた病児保育について、都道府県が中心となり、当該施設の利用に関する市町村同士の協定の締結を推進し、居住都道府県内のほぼ全ての病児保育施設の相互利用が可能となった例あり
 - 子ども・子育て支援法の一部を改正し、平成30年4月から都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なものについて、関係市町村等と協議会を設置し、広域利用に係る協定締結を支援するなどの取組が可能となった。その結果、平成30年11月時点で全国の11都道府県が同法に基づく協議会を設置済み
- 毎年、定期的に開催している内閣府主催の都道府県等説明会により、実態に即した「確保方策」の市町村計画への設定等を要請する予定
 - 実態に即した「確保方策」の市町村計画への設定等については、中間年の見直しに際しても市町村に要請したところであるが、平成31年中に開催する予定の都道府県等説明会等の場を通じて改めて要請する予定

2 施設整備の推進（小規模保育施設等の整備の推進）【厚生労働省】

主な勧告（調査結果）

○ 実行性のある連携施設（※）の確保に向けた支援を市町村に要請

- ・ 制度理解の場を設けたり、小規模保育施設等に連携施設を紹介するなど市町村による支援が十分でない例あり
- ・ 小規模保育施設等と連携施設との間の距離が離れていることを理由に卒園後に連携施設に入所していない例があるが、連携内容が実行されやすいか否かについて、認可時に市町村が未確認の例あり

（※）「連携施設」とは、小規模保育施設等の卒園後の受皿の役割等を担う保育施設等のこと

主な改善措置状況

- 各地方公共団体宛ての事務連絡（平成29年2月9日付け）において、
 - i) 市町村自ら連携施設の候補先に、連携施設の確保に向けて必要な支援を行うよう要請
 - その後も、全国児童福祉主管課長会議（平成30年3月20日開催）において、市町村に対し、連携施設の確保に向けて積極的な支援を行うよう要請
 - 小規模保育施設等の近隣で保育所等が新設される場合は、市町村が事前に小規模保育施設等に対し、その情報を提供し、積極的に当該保育所等と連携施設の設定に向けた相談を行うよう要請をしているなどの例あり
 - 全国の小規模保育施設等で連携施設の3要件（*1）を確保している施設等は、1,228施設等（約35％／平成28年4月時点）から2,455施設等（約46％／30年4月時点（*2））に増加
 - *1 連携施設の3要件とは、i 保育内容の支援、ii 代替保育の提供、iii 卒園後の受皿
 - *2 平成30年9月21日時点の集計結果
 - ii) 小規模保育施設等の認可時等を通じて、連携内容が担保されないおそれ等の状況を確認した場合には、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むよう要請
 - 市町村が小規模保育施設等の監査を行った際に、実際の連携内容が締結した協定書の内容どおりとなっているか確認を行っている例あり

3 情報公表の推進（保護者の施設選択に資する待機児童数等の公表）【厚生労働省】

主な勧告（調査結果）

○ 待機児童数の範囲の明確化とそれを踏まえた入所保留児童数の公表

- ・ 待機児童数は、その範囲が市町村間で異なっており、横並びでの比較が困難
- ・ 平成28年9月に厚生労働省が公表した待機児童数等の調査結果においても、入所保留児童である育児休業中の者を待機児童数に含めているか否かが不明

主な改善措置状況

- 育児休業中の者などの待機児童数調査の際の取扱いを明確にした上で、その内容を待機児童数調査要領として整理し、平成29年4月1日から適用するよう各地方公共団体宛てに通知
- 現在、各地方公共団体の平成29年4月1日時点の待機児童数調査を実施しており、その取りまとめ結果については、育児休業中等の者の数も含め、同年9月に公表予定
 - 平成29年9月に公表した待機児童数は、改正前の旧要領に基づく計数でも記載可能としたため、改正後の新要領で待機児童数を算出した市町村は全国の9割であったが、30年9月に公表した待機児童数では、全国の全ての市町村で、新要領による待機児童数を把握済み
 - なお、育児休業中の者を含め、新要領によって待機児童数から除外された入所保留児童数についても、その内訳を同時に公表済み

子育て支援に関する行政評価・監視－子どもの預かり施設を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成27年8月～28年12月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、厚生労働省、文部科学省、財務省
関連調査等対象機関：都道府県(19)、市町村(61)、特別区(5)、認定こども園(20)、幼稚園(21)、保育所(41)、小規模保育施設(30)、家庭的保育施設(7)、病児・病後児保育所(21)、放課後児童クラブ(20)、放課後子供教室(19)、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成28年12月9日 内閣府、厚生労働省

【回答年月日】 内閣府 平成29年8月10日 厚生労働省 平成29年8月24日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 内閣府 平成30年12月11日 厚生労働省 平成30年12月17日

※ 改善状況は平成30年11月29日現在

【調査の背景事情】

- 近年、共働き世帯の増加や3世代世帯の減少、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産・子育てを機に退職する女性が少なからず存在しているなど、女性の就労継続も依然として厳しい状況
- 子どもの預かり施設の整備状況等についてみると、平成28年4月1日時点で、保育所等数は3万859か所、保育所等定員は約263万人、保育所等利用児童数は約246万人となっている。しかし、その一方で、平成28年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は2万3,553人となっており、8年連続で2万人を超えている。
- このような中、全ての子育て家庭を対象に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の拡充を図る「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格的に実施。新制度では、市町村（特別区を含む。）は、子ども・子育て支援に係る利用希望等を把握した上で、教育・保育等の量の見込みや提供体制の確保の内容等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画を基に、子どもの預かり施設の整備等を進めることとされている。また、国及び都道府県は、これらの取組を支える仕組みとなっている。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の作成状況や施設の整備等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>1 地域の実情に即した市町村子ども・子育て支援事業計画作成の推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府は、地域の実情に即した実効性のある内容の都道府県計画及び市町村計画を作成する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市町村に対し、次の点を要請すること。</p> <p>i) 需要把握調査における調査対象の適切な選定や保育の必要性の認定基準の緩和等の潜在的需要の把握に努めた上で「量の見込み」を算出するとともに、その結果に基づき、実態に即した「確保方策」を設定すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒ : 「その後の改善措置状況に係る」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>(内閣府)</p> <p>→ 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日付け事務連絡)を各地方公共団体宛てに発出し、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しを行うための参考となる考え方を示した。</p> <p>その中で、「量の見込み」については、「実績値」とかい離が生じている場合、推計時に想定できなかった事情による児童数の増加(例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など)や、教育・保育ニーズの高まり(専業主婦(主夫)世帯から共働き世帯への移行、保育の必要性の認定事由の明確化、保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など)といった要因を分析し、必要に応じて補正を行うとともに、子ども・子育て支援法施行後の認定状況を踏まえ、量の見込みを算出するよう要請した。</p> <p>加えて、「確保方策」については、必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫を例示の上、教育・保育施設及び地域型保育施設事業を行う者の確保に向けた各般の取組を計画的に進めるよう要請した。</p> <p>なお、需要把握調査における調査対象の適切な選定や施設等の実態に即した「確保方策」を計画に設定することについては、毎年開催している内閣府主催の都道府県等説明会(各都道府県、政令市、中核市の子育て支援担当部局の担当者が参加。説明会の動画・資料については、後日ホームページに掲載)において、各地方公共団体に対し要請する予定である。</p> <p>⇒ 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日付け事務連絡。その後、同年6月29日付け事務連絡により、一部内容を改訂)を各地方公共団体宛てに発出し、当該計画の作成時には想定できなかった事情(例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加による児童数の増加など)により、「実績値」が「量の見込み」と10%以上のかい離が生じている場合は、当該計画の見直しを行うよう要請した。</p> <p>この結果、全国の約6割の市町村(平成29年9月時点)において、当該計画の30年度又は31年度の「量の見込み」又は「確保方策」の数値を補正(検討中を含む)している。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 将来の需要が見込まれるような都市開発等の情報を関係部局間で共有すること。</p>	<p>また、平成32年度を始期とする第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に向けて、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（平成30年8月24日付け事務連絡）を発出し、その中で、市町村が「量の見込み」の算出に当たって、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受皿整備の進捗による潜在需要の喚起や女性就業率の上昇傾向に留意）及び需要把握調査における調査対象の適切な選定を行うよう要請した。</p> <p>なお、市町村子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」については、平成31年中に開催する予定の「都道府県等説明会」などの場を通じて各市町村に対し、「量の見込み」の進展に伴い、必要な見直しを行うとともに、施設等の実態に即したものを設定するよう改めて要請する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>→ 上記事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」において、児童数の見直しに当たって、社会増減（宅地開発や大規模マンションの建設等の増加要因及び大規模災害等の減少要因）を分析する際には、市町村内の都市開発部局や災害復興計画・避難計画などを所管する関係部局等と十分に情報共有、連携を行うよう要請した。</p> <p>⇒ 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」を各地方公共団体宛てに発出し、大規模マンションの建設等、将来の需要が見込まれる要因がないか関係部局と情報の共有を図った上で、分析を行うよう要請した結果、大規模マンションの建設等、当初計画の作成時には想定できなかった事情により、全国の市町村の約6割において、当該計画の平成30年度又は31年度の「量の見込み」又は「確保方策」の数値を補正（検討中を含む）している。</p> <p>また、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」において、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成のための「量の見込み」の算出に当たっては、都市開発部局と十分に情報共有、連携を行って、必要に応じて「量の見込み」の補正を行い、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる受皿を確保することについて、重ねて要請を行った。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>iii) 広域利用の状況の市町村計画への反映に当たっては、教育・保育施設等に加えて、必要に応じて病児保育施設を対象にすることを検討するとともに、両者の反映に当たっては、関係市町村と調整をすること。</p> <p>② 都道府県に対し、次の点を要請すること。</p> <p>i) 市町村が市町村計画に広域利用を反映するための検討に資するよう、市町村からの要望がある場合など、必要に応じ、都道府県内の私立幼稚園及び私立の認定こども園の幼稚園部分の利用状況を把握し、情報提供すること。</p> <p>ii) 市町村との間の市町村計画の協議等を通じ、市町村計画の広域利用状況の反映の必要性について確認するとともに、必要に応じて市町村計画に反映することについて助言等すること。</p>	<p>(内閣府)</p> <p>→ 内閣府ホームページで公表している「自治体向けFAQ(よくある質問)」の「病児保育の広域利用」の項目において、市町村間で病児保育の一定数の利用者を恒常的に受け入れ、今後も同様に受け入れる見込みがある場合には、市町村間において当該施設の利用枠に関する協定を締結するとともに、当該広域利用を、あらかじめ市町村間で子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当である旨を示しているところ、勧告を踏まえ、上記の内閣府主催の都道府県等説明会等の機会を通じて再度地方公共団体に対して周知を行う予定である。</p> <p>⇒ 病児保育については、従前から、市町村間の広域利用を推奨しており、市町村間で病児保育の一定数の利用者を恒常的に受け入れ、今後も同様に受け入れる見込みがある場合には、市町村間において当該施設の利用枠に関する協定を締結するよう要請しているところである。</p> <p>このようなことから、市町村の中には、従前、特定の市町村の児童のみを対象としていた病児保育について、都道府県が中心となり、当該施設の利用に関する市町村同士の協定締結を推進し、居住する市町村に関係なく、居住都道府県内のほぼ全ての病児保育施設の相互利用が可能となった例がみられるなど、広域利用の拡大が進展している。</p> <p>なお、病児保育の広域利用を想定した市町村子ども・子育て支援事業計画への位置付けについては、平成31年中に開催する予定の「都道府県等説明会」などの場を通じて、各市町村に対し、地域の実情を踏まえ、病児保育の積極的な広域利用の推進に努め、これを見込んで計画を作成するよう改めて要請する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>→ 上記事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」により、都道府県に対し、市町村の区域を越えた教育・保育施設の利用(広域利用)が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村への調整を行うべき旨を通知した。</p> <p>また、支援の具体例として、都道府県内の私立幼稚園及び私立の認定こども園の幼稚園部分の利用状況の情報を提供することや、調整の具体例として、市町村計画の協議等を通じて広域利用状況の反映に関する助言等を行うことについて、上記の内閣府主催の都道府県等説明会等の機会を通じて要請する予定である。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>③ 今後の市町村計画の作成及び見直しに当たって「量の見込み」の算出に資する補正事例を把握、整理し、市町村に情報提供すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> ○ 市町村は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び国が策定した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、これを基に、給付や事業を実施することとされている。 ○ 基本指針では、市町村は、需要把握調査で子育て支援に係る利用希望を潜在的なものを含めて把握し、年度別の教育・保育等の「量の見込み」並びに</p>	<p>⇒ 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」を都道府県に発出し、市町村の区域を越えた教育・保育施設の利用（広域利用）、特に、私立幼稚園及び私立の認定こども園の幼稚園部分の利用が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するよう要請したところである。 都道府県が市町村に対し行った支援の具体例については、平成31年中に開催する予定の「都道府県等説明会」などの場を通じて紹介し、各都道府県に対し、改めて地域の実情に応じた必要な支援を行うよう要請する予定である。 また、増大する保育需要等に適切に対応するため、平成30年3月に子ども・子育て支援法の一部を改正しており、同年4月から都道府県は、同法附則第14条の規定に基づき、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの等について、関係する市町村等と協議会を設置し、広域利用に係る協定締結を支援するなどの必要な取組を行うことができるとされた。 この結果、平成30年11月時点において、11都府県が同法に基づく協議会を設置済みであり、今後は、当該協議会を通じて、県と市町村が連携を図り、待機児童の解消に向けた取組を推進していくこととしている。</p> <p>(内閣府) → 上記事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」において、補正が必要となる要素として、宅地開発や大規模マンションの建設、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向等について触れており、同内容については平成29年1月30日に開催した都道府県等説明会において説明している。</p> <p>⇒ 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を市町村に発出し、その中で、市町村が「量の見込み」の算出に当たって、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受皿整備の進捗による潜在需要の喚起や女性就業率の上昇傾向に留意）及び需要把握調査における調査対象の適切な選定を行うよう要請した。 また、今後、市町村が作成する第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>当該「量の見込み」に対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を示した「確保方策」を市町村計画に盛り込むこととされている。</p> <p>○ 市町村域を超えて教育・保育施設等を利用すること（以下「広域利用」という。）については、基本指針において、他の市町村の教育・保育施設等の利用を確保する必要がある場合には、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこととされている。また、市町村が私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこととされている。</p> <p><調査結果></p> <p>○ 需要の把握対象の選定が不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの利用者の範囲の拡大部分（従来のおおむね10歳未満から小学校在学中まで拡大）についての需要把握調査を行う際、調査時点で小学4・5年生だった者は、放課後児童クラブを利用しないと判断した例あり（1/66市町村） <p>○ 「量の見込み」の把握が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性の認定基準（保護者の就労時間及び求職要件）の緩和を予定していたが、それによる需要の大幅な増加を市町村計画に見込んでいない例あり（1/66市町村） ・ 住宅開発情報等について、子育て支援担当部局と住宅開発担当部局等との間で住宅開発情報等が共有されることになっていない（7/19市町村） <ul style="list-style-type: none"> → 中には、市町村計画の作成前後に住宅の大規模開発等が行われたが、需要の増加を見込んでおらず、実態として待機児童が発生している例あり（2市町村） ・ 過去の利用実績より少ない「量の見込み」が算出されるも、利用実態に合った補正をしていない例あり（1/64市町村） <ul style="list-style-type: none"> → 補正事例の情報提供を求める意見あり（7/66市町村） <p>○ 「確保方策」の設定が不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設における定員の上限を超え、保育所の面積に対し、基準上入所させることができる最大の受入可能人数を設定するなど、実態に即した「確保方策」が設定されていない例あり（2/66市町村） <p>○ 広域利用の状況が市町村計画等に反映されていないため、需給調整に影響が出るおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の広域利用の状況を市町村計画に未反映（49/66市町村） ・ 施設の広域利用の状況を計画に反映していても、反映に当たって市町村 	<p>参考に資するため、実際に、市町村が子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し作業等を通じて行った宅地開発や大規模マンションの建設等に伴う「量の見込み」の補正事例については、平成31年中に開催する予定の「都道府県等説明会」などの場を通じて紹介し、各市町村に対し、「量の見込み」の算出に当たっては、地域の実情に応じ、必要な補正を行うよう改めて要請する予定である。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>間で未調整の例（2/17市町村）や都道府県の計画との間で数値が不整合な例あり（1/17市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が市町村からの要望等を通じ、施設の広域利用の状況を把握し、その情報を提供している例（4都道府県）がある一方、市町村に対し積極的に関与する立場にないとする例（3都道府県）あり 病児保育施設では、広域利用に関する市町村間の調整の結果、稼働率が向上した例あり（70.5%→94.5%） <p>2 施設整備の推進 （勧告要旨）</p> <p>厚生労働省は、小規模保育施設等の整備を円滑かつ効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市町村に対し、次の点を要請すること。</p> <p>i) 市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど小規模保育施設等における連携施設の確保に向けて必要な支援を行うこと。</p>	<p>（厚生労働省）</p> <p>→ 小規模保育施設等における連携施設の確保に向けては、「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」（平成29年2月9日付け事務連絡）を各地方公共団体宛てに発出し、市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど小規模保育施設等における連携施設の確保に向けて必要な支援を行うよう要請した。</p> <p>⇒ 「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」（平成29年2月9日付け事務連絡）の発出以降も、全国児童福祉主管課長会議（平成30年3月20日開催。各都道府県、市町村の子育て支援担当部局の担当者が参加）において、市町村に対し、連携施設の確保に向けて、積極的な支援を行うよう要請した。市町村の中には、例えば、①小規模保育施設等の近隣で保育所等が新設される場合は、市町村が事前に小規模保育施設等に対し、その情報を提供し、積極的に当該保育所等と連携施設の設定に向けた相談を行うよう要請を行っている例や、②管内の私立保育所だけでは連携施設の確保は難しいと判断し、市町村自らが経営する公立保育所において、受入枠を増やし、連携施設としての受皿確保を行った例など連携施設の設定の促進に向けた好事例がみられている。</p> <p>また、全国の小規模保育施設等のうち、連携施設の3要件（*1）を確保している施設等は、平成28年4月時点で1,228/3,536施設等（約35%）であったものが、30年4月時点（*2）において、2,455/5,304施設等（約46%）に増加し、この2年間で、その割合が11ポイント上昇している。</p> <p>*1 連携施設の3要件とは、i 保育内容の支援、ii 代替保育の提供、iii 卒園後の受</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 小規模保育施設等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請すること。</p> <p>iii) 小規模保育施設等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むこと。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ</p> <p style="text-align: center;">*2 平成30年9月21日時点の集計結果</p> <p>なお、平成30年度に新規モデル事業として開始した「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業」(1 地方公共団体当たり年間818万円)の補助において、市町村単位で、複数の家庭的保育事業者と連携施設がコンソーシアム(共同事業体)を形成し、ノウハウの共有や、保育環境の整備(共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等)、経営の効率化(経理面での共同管理等)等を共同で行うことができる体制の構築の推進を行っている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 上記事務連絡「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」において、市町村が小規模保育施設等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請することについて各地方公共団体に要請した。</p> <p>⇒ 上記事務連絡「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」の発出以降も、全国児童福祉主管課長会議(平成30年3月20日開催)において、地方公共団体を通じて、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請した。</p> <p>市町村の中には、①小規模保育施設等を認可する際や監査を行った際に、連携施設と協定書の締結状況を確認している例や、②小規模保育施設等における連携施設の取扱いに関するガイドラインを定め、その中で、「連携に関する協定書」のひな型を示し、連携施設を設定する際には、協定書を取り交わすよう指導を行っている例がみられている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 上記事務連絡「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」において、小規模保育施設等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むよう各地方公共団体に要請した。</p> <p>⇒ 上記事務連絡「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」の発出以降も、全国児童福祉主管課長会議(平成30年3月20日開催)において、市町村に対し、監査時等において、小規模保育施設等と連携施設における連携内容が実行され</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>② 上記①の市町村の取組を効果的に推進する観点から、小規模保育施設等における連携施設の確保に向けた効果的な支援方策や連携内容の実行性を確保する方策に係る情報を把握・分析し、市町村に提供すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業又は家庭的保育事業を行う施設（満3歳未満、利用定員が19人以下。以下「小規模保育施設等」という。）では、3歳以降は、保護者は新たな預け先を探す必要が出てくるとい、いわゆる「3歳の壁」問題が生じる。 ○ 小規模保育施設等は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）により、連携施設を適切に確保することとされ、連携施設には、3歳以降の受皿の確保のほか、小規模保育施設等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援や代替保育の提供が求められている。 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設の確保に向けた市町村の支援が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育施設等の認可実績がある44市町村のうち、連携施設が確保できていない小規模保育施設等は約3割（253/931施設） ・ 連携候補先の施設で制度の理解が不足しているとする例あり（18/82保育所等） ・ 小規模保育施設等が支援を求めたが、特段の支援を受けられなかった例（4/37施設）や連携施設の確保は5年間の経過措置があることから、その期間の状況を確認してから対策を検討するとする例（11/44市町村）あり ○ 連携施設が確保されていても連携内容の実行性が担保されていないおそれがあるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携内容について、協定書等の書面の形式によらず口頭で確認している例あり（7/27施設） 	<p>ているかの確認を行うよう要請した。</p> <p>市町村の中には、小規模保育施設等の監査を行った際に、連携施設との実際の連携内容は締結した協定書の内容どおりとなっているかの観点から、確認を行っている例がみられている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 小規模保育施設等における連携施設の確保に向けた効果的な支援方策に係る情報を把握・分析し、市町村自ら連携施設の設定を積極的に後押ししている取組や小規模保育施設等と保育所等との交流促進を図る取組等を厚生労働省ホームページで公表している。また、その掲載箇所は上記事務連絡「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」で周知をしている。</p> <p>なお、連携内容の実行性を確保する方策については、勧告の趣旨を踏まえ、上記事務連絡において、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況について、小規模保育施設等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて確認するよう各地方公共団体に要請した。また、全国児童福祉主管課長会議（平成29年2月20日開催。各都道府県、市町村の子育て支援担当部局の参加者が参加）において、監査時等に連携内容が実行されているかどうかを確認することの必要性について周知を行った。</p> <p>⇒ 全国の小規模保育施設等における連携施設の確保状況については、毎年4月1日現在における状況を取りまとめ、公表しており、その中で「連携施設の設定に関する課題・好事例について」も併せて、各市町村を通じて、当該事例の収集・分析を行い、その結果を公表している。平成30年度中の公表に向けて、取りまとめ中の30年4月1日現在における好事例の一例を挙げると、①市町村の担当者が事業者との間に入り、連携施設の受皿となり得る保育所等への施設見学の機会を設け、個別のマッチングを行っている例や、②市町村が連携施設の受皿となり得る保育所等の施設整備補助を行う際は「連携施設になるよう努めること」を要件とし、その要件に合致した保育所等の情報を管内の小規模保育施設等に提供している例など、連携施設を確保するための方策を講じている市町村の例がみられる。</p> <p>なお、これら最新の「連携施設の設定に関する課題・好事例について」は、連携施設の確保状況を取りまとめ次第、その結果を公表し、併せて、全国の市町村に提供する予定である。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設に受入枠があるにもかかわらず、小規模保育施設等と連携施設の間の距離が離れていることを理由に連携施設以外に入所している卒園児がいる例あり(3/37施設) ・ 連携内容が実行されているかどうか確認していない例あり(10/44市町村) <p>3 情報公表の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、保護者の施設選択に資する情報の提供を充実させるため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省調査における待機児童数の範囲の明確化を図った上で、待機児童数から除外される入所保留児童がいる場合には、その内訳を調査結果の公表の際に併せて公表すること。 ② 厚生労働省調査について、調査で指定した待機児童数の範囲に沿った集計結果の提出を市町村に要請すること。 </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、待機児童数に関する調査を毎年2回(4月及び10月)実施し、その結果を公表 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の調査で把握されている待機児童数は、その把握される範囲が市町村間で異なっており、横並びでの比較が困難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が育児休業中の場合、調査の定義では、待機児童に含めないことができる」とされており、含めるとする例(16/66市町村)と含めないとする例(50/66市町村)あり ・ 地方単独保育事業等において保育されている者について、調査の定義では待機児童数に含めないとされているが、待機児童に含めている例あり(5/66市町村) ○ 厚生労働省が平成28年9月に公表した調査結果では、保育施設等の利用申込者数全ての状況(育児休業中の者等を含む。)を公表しているが、待機児童数に育児休業中の者等が含まれるか否かは不明 	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 待機児童数の取扱いに関しては、厚生労働省にて平成28年9月から29年3月までの間に実施された「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」におけるとりまとめ結果に基づき、以下のように取扱いの明確化を図った上で、「保育所等利用待機児童数調査について」(平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号)の別紙「保育所等利用待機児童数調査要領」として、29年4月1日から適用するよう各地方公共団体宛てに通知した。</p> <p>また、当該通知に係る疑義照会への回答を「保育所等利用待機児童数調査」(平成29年4月1日現在)に係る疑義照会及び平成29年度「利用者支援事業」の積極的な実施について(平成29年4月14日付け事務連絡)の別添「保育所等利用待機児童数調査」に関するFAQ」として、各地方公共団体宛てに発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定の保育園等のみ希望している方」について、従前は、地方公共団体ごとに「他に利用可能な保育園があるにもかかわらず、特定の保育園を希望している場合」の考え方にバラツキがあったが、今回の通知では、市区町村は、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報提供を個別に保護者へ行うことを基本とするとともに、「他に利用可能な保育所等」に関して、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断することとした。 ・ 「求職活動を休止している方」について、従前から、求職活動を休止していることの確認ができる場合を除き、待機児童に含めることとしているが、今回の通知では保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることについて、利用申込みの時点のみではなく、調査日時点の状況を確認することを明示し、その確認方法を具体的に例示した。 ・ 「育児休業中の方」について、従前は、待機児童数に含めるか否かは各市町村の裁量に委ねられていたが、今回の通知では、入園できたときに復職するこ

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>とを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含め、確認できない場合には、待機児童数に含めないという取扱いを明確にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地方単独保育施策を利用している方」について、従前から、待機児童数に含めないこととされているが、今回の通知では、地方単独保育施策を地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っているものを対象とすることを明確にした。 <p>現在、各地方公共団体の平成29年4月1日時点の待機児童数の調査を実施しており、上記の者の数を含め、そのとりまとめ結果を、29年9月を目途に公表する予定である。</p> <p>⇒ 本勧告を受けて以降、「保育所等利用待機児童数調査について」（平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号）の別紙「保育所等利用待機児童数調査要領」を各地方公共団体宛に通知し、例えば、育児休業中の者について「復職に関する意向が確認できる場合のみ待機児童数に含め、確認できない場合には、待機児童数に含めないとする」など、従前、全国的に取扱いが明確化されてなかった事項を明確にし、今後は新たな調査要領で当該児童数を把握するよう要請を行ったところである。</p> <p>平成29年9月に公表した同年4月1日時点の調査については、育児休業中に係る復職の意向が確認できない等、改正後の調査要領によりがたい事項がある場合には、改正前の調査要領に基づく計数を記載できることとしていたため、新要領で待機児童数を把握した市町村は、全国の市町村の9割であったが、30年9月に公表した同年4月1日時点の調査結果については、全ての市町村で、新要領により待機児童数を把握している。</p> <p>なお、育児休業中の者を含め、新要領によって待機児童数から除外される入所保留児童の内訳についても同時に公表している。</p>